

平成29年11月20日
各経済産業局長及び内閣府沖縄総合事務局長宛て
消費者庁次長

特定商取引に関する法律の規定による消費者庁長官等の不利益処分 と販売業者等の名称等の公表について

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき消費者庁長官又は経済産業局長（以下「消費者庁長官等」という。）が販売業者等に指示又は業務停止命令の不利益処分を行い、その旨を公表する場合の手續等については、平成25年4月1日付け消取引第146号「特定商取引に関する法律の規定による消費者庁長官等の不利益処分と販売業者等の名称等の公表について」において示したところである。

この度、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第60号）が平成29年12月1日に施行されることに伴い、「特定商取引に関する法律の規定による消費者庁長官等の不利益処分と販売業者等の名称等の公表について」を定めたので、平成29年12月1日以後は、本要領に従って事務を処理されたい。

なお、同日をもって、平成25年4月1日付け消取引第146号「特定商取引に関する法律の規定による消費者庁長官等の不利益処分と販売業者等の名称等の公表について」は廃止する。

記

1. 目的

この要領は、特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入に係る取引）を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図るため、法第7条から第8条の2まで、第14条から第15条の2まで、第22条から第23条の2まで、第38条から第39条の2まで、第46条から第47条の2まで、第56条から第57条の2まで又は第58条の12から第58条の13の2までの規定（以下「法の規定」という。）に基づいて、消費者庁長官等が販売業者等に対し指示、業務停止命令又は業務禁止命令をした場合について、不利益処分を公表する際の公表事項（不利益処分の名宛人以外の第三者を特定する情報を公表するときの判断基準を含む。）及び公表方法を定めることを目的とする。

2. 公表に係る事項

法の規定により、消費者庁長官等が不利益処分について公表する場合には、次の事項を記載した文書（以下「公表資料」という。）を公表することとする。

(1) 指示又は業務停止命令の場合

- ア 当該指示又は業務停止命令をした日
- イ 当該指示又は業務停止命令の名宛人たる販売業者等の氏名又は名称（法人の場合には、代表者の氏名を含む。）及び所在地
- ウ 当該指示又は業務停止命令に係る販売業者等の行為の概要
- エ 当該指示又は業務停止命令の概要
- オ その他消費者庁長官等が特に必要と認める事項

(2) 業務禁止命令の場合

- ア 当該業務禁止命令の名宛人たる個人の氏名及び役職等
- イ 当該業務禁止命令の概要
- ウ その他消費者庁長官等が特に必要と認める事項

3. 特に必要と認める事項としての第三者情報の公表

- (1) 当該不利益処分の名宛人たる販売業者等の氏名又は名称等を公表するに際し、当該販売業者等のほか、当該販売業者等との組織的關係を有する第三者や当該販売業者等が消費者と行う取引において重要な役割を果たす関係にある第三者が存在するときは、それらの関係を総合的に考慮し、消費者被害の拡大防止等のために消費者に十分な情報を提供する観点から必要があり、かつ公表によって得られる消費者等の利益が公表によって被る当該第三者の不利益を上回ることが明らかであると認めるときは、

当該第三者の氏名又は名称（法人の場合には、代表者の氏名を含む。）及び所在地並びに当該販売業者等の行為への関与の方法について公表することとする。

- (2) 上記(1)の規定により、公表資料に当該不利益処分の名宛人たる販売業者等以外の第三者を特定する情報が含まれる場合には、当該不利益処分を行う消費者庁長官等は、当該第三者に対し、あらかじめ、当該不利益処分をした際に公表することとなる当該第三者にかかる情報の内容を示して告知することとする。

当該第三者からかかる公表に対する反対の意見の表明があり、かつ、当該意見に正当な理由があると認める場合には、消費者庁長官等は、この意見を尊重し、当該第三者に係る情報の公表については、一部又は全部を公表の対象から除くこととする。

なお、当該第三者に対する告知は、原則として、当該販売業者等に対し当該不利益処分に係る弁明の機会を付与する時点で行うこととする。

ただし、当該告知については、当該告知を行う時点までに当該第三者が存在しなくなり、又は所在が判明しない場合には、当該告知を行うことは要しないこととする。

4. 公表方法

法の規定により、消費者庁長官等が公表する場合には、ウェブサイトにて公表資料を掲載し、さらに必要に応じて報道発表の方法により行う。なお、経済産業局長等が公表を行った公表資料については、消費者庁のウェブサイトにも同様に掲載することとする。